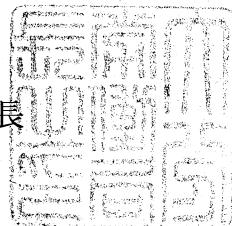


大分労発基 0122 第 2 号
令和 6 年 1 月 22 日

関係各位

大分労働局長



「大分県労働災害防止緊急対策強化期間」の実施について（要請）

労働行政の推進につきましては、日頃より、格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、令和 5 年の大分県内の労働災害による死者数は、前年の 9 人から 7 名増加して 16 人に達し、過去 10 年間で最多となりました。

大分労働局が策定した第 14 次労働災害防止計画では、アウトプット指標及びアウトカム指標の達成により、令和 5 年から令和 9 年までの 5 年間の死者数を、第 13 次労働災害防止計画期間の 10% 以上の減少となる 49 人以下とすることを目指しているところですが、計画初年度の死者数の急増は大変憂慮すべき状況です。

尊い生命が犠牲となる死亡労働災害をこれ以上発生させないためには、今一度、事業場において各作業における労働災害防止対策等について点検、見直しを行い、基本的な安全対策や安全な作業方法等を徹底していただくことが強く望まれます。

また、大分県内の休業 4 日以上の死傷者数（新型コロナウイルス感染症のり患者を除く。）が、令和 5 年（12 月末現在）は 1,216 人と、前年より 2.6% (+31 人) 増加していることから、併せて労働災害防止の取組等を強く推進する必要があります。

このため、大分労働局では、急増する労働災害に歯止めをかけるための緊急的な取組として、本年 1 月 22 日から 3 月 31 日までの期間を「大分県労働災害防止緊急対策強化期間」に設定し、労働災害防止対策等の更なる徹底を図ることとしました。

つきましては、貴職におかれましても、本強化期間の趣旨を御理解いただくとともに、下記の労働災害防止対策等が労働者一人ひとりに浸透するよう、別添リーフレット等を活用し、傘下の会員事業場等の関係者に対し周知の徹底を図っていただきますようお願い申し上げます。

記

1 死亡労働災害の状況を踏まえた業種別の労働災害防止対策等

（1）建設業

ア 高所作業における墜落防止措置と足場からの墜落・転落防止対策の確実な実施、墜

照明の確保等、作業時の状況に応じた転倒災害防止対策を徹底すること。

2 死亡労働災害の状況を踏まえた全産業共通の労働災害防止対策等

(1) 交通労働災害防止対策

業務において労働者に自動車の運転を行わせるときは、適正な労働時間の管理や走行管理、健康管理、交通労働災害防止に対する意識の高揚を図るなど、「交通労働災害防止のためのガイドライン」に基づいた安全衛生管理を実施すること。

(2) 墜落・転落災害防止対策、転倒災害防止対策

ア はしご、脚立、踏み台等を使用する作業における墜落・転落災害防止対策を徹底すること。

イ 通路や階段等における転倒災害防止対策を充実させること。

(3) 保護具等の適切な使用の徹底

作業内容に応じた適正な服装及び保護具（保護帽、墜落制止用器具等）の適切な使用を徹底すること。

(4) 有資格者の適正な配置

クレーンや移動式クレーンの運転の業務、フォークリフトや車両系建設機械の運転の業務、玉掛けの業務等の資格を必要とする業務について、有資格者の人数を十分に確保し、当該業務に有資格者を確実に配置することにより、無資格者が就業することのないよう徹底すること。

(5) 未熟練労働者に対する安全衛生教育の実施等

ア 特別教育の実施を必要とする危険又は有害業務に従事させる労働者に対して、当該業務に係る特別教育を確実に実施すること。

イ 作業標準書や作業手順書、作業マニュアル等を整備する等の方法により、安全な作業方法及び作業手順を明確にするとともに、当該作業方法・作業手順により作業が行われるよう徹底すること。

ウ 経験年数の少ない未熟練労働者（外国人労働者を含む。）の危険に対する感受性を高めるため、雇入れ時や作業内容変更時はもとより、定期的な安全衛生教育を実施すること。

(6) 安全衛生意識の高揚

経営トップが自ら先頭に立って労働災害防止に取り組む姿勢を示すとともに、職場巡視や全体朝礼等のあらゆる機会を通じて啓発を行い、労働者の安全衛生意識の高揚を図ること。